

人権保育専門講座 4



「障がいのある子どもと共に生きる保育」

福祉情報センター・共働事業所 b-free 椎葉正和さん



人権保育専門講座4は、大阪府より福祉情報センター・協働作業所 b-free の椎葉正和さんをお招きし、「障がい共生保育」をテーマにご講演いただきました。桑名、伊勢、伊賀の3会場で、100名の方に参加をいただきました。

講座の前半は「子どもの権利条約」「障害者の権利に関する条約」の条文に書かれている記載内容を取りあげながら、障がい児教育にかかわって原則としたいことや、押さえておくべきこと等についてお話いただきました。

また後半は、「障がい共生保育」の考え方やポイントについて、お話いただきました。



1. 条約の条文を読む

(1)「子どもの権利条約(1990年発効、1994年批准)」を読みましょう

【第23条】

- 1 締約国は、精神的又は身体的な**障害を有する児童が、その尊厳を確保**し、自立を促進し及び社会への**積極的な参加**を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、**利用可能な手段の下で、申込みに応じた**、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

◇「障害を有する児童が、その尊厳を確保」と書いてありますね。

「尊厳」とはどのようなことでしょうか。その先の記述を読んでください。「**利用可能な手段の下で、申込みに応じた**」とありますね。この表現にヒントがあります。「申込みに応じた」とは、「本人の意思を無視しない」ということです。これは、障がい者の意思（「家族といっしょにいたい」といった）を無視するようなことはあってはならないということです。もし政府・行政が、本人の意思を無視した対応をしてしまったら、この条文に反することになります。

それと、「**社会への積極的な参加を(中略)享受すべきである**」と書いてありますね。つまり、「差別」の対局は「参加」である、と「子どもの権利条約」は示しているのです。

(2)「障害者の権利条約(2008年発効、2014年批准)」を読みましょう

【第7条】障害のある児童

(1、2は省略)

- 3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について**自由に自己の意見を表明する権利**並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

◇「障害のある児童が(中略)意見を表明する権利を有することを確保する」とありますね。

どれだけたどたどしい言い方であっても、その子の思いは、その子本人からしか語れない、ということです。いわゆる「意見表明権」ですね。

この「意見表明権」は、「子どもの権利条約」でも触れられている重要な内容ですが、日本ではなかなか理解されません。というのも「子どもの意見を聴く、尊重する」という考え(文化)が定着していないからです。「子どもの言うことなんてころころ変わっていくし、おとなに従わせてればいいんだ」という支配的な考え方がありますよね。

「私たちのことを、私たち抜きで決めるな」という言葉があります。これは知的障害の団体から発せられたメッセージですが、「意見を表明する権利を有する」というこの一文が記載された背景には、そうした団体からの粘り強い働きかけがあったのです。



【第24条】教育(その①)

- 1 締約国は、**教育についての障害者の権利を認める**。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び**自己の価値についての意識を十分に発達させ**、並びに人権、基本的自由及び**人間の多様性の尊重を強化すること**。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な**能力をその可能な最大限まで発達させること**。
 - (c) 障害者が自由な社会に**効果的に参加すること**を可能とすること。

◇「障害者が教育を受ける権利を有する」とはどのようなことでしょうか。

障がいのある子どもが教育(保育)を受ける権利があるということは、おそらくみなさんすぐに理解できると思いますが、このことをわざわざ条約に明記する必要があるということは、権利が保障されていない現実が、世界中にあるということです。

私がここで注目したいのは、その“目的”が明記されているという点です。

まず、「**自己の価値についての意識を十分に発達させ**」とありますよね。これが目的の一つです。つまり、「学校に通うということは、自分の価値を感じることにつながる」のです。

かつて、障がいのある子どもが学校に行こうとしても「こういう子が来たって…」と言われていたものです。実際に、「就学免除・就学猶予」といった制度がありました。障がいのある子

どもは「家にいていい」、もっと言えば「家にいなさい」ということでした。その制度が廃止されたのが1980年代です。最近、この就学免除・就学猶予制度のことをご存じない若い方が増えているようです。それほど障がいのある子どもが保育園、幼稚園、小学校等に通っているのは当たり前前の光景となってきたということなのでしょうが、本当に最近のことなのです。

その後「**人間の多様性の尊重**」という言葉がありますが、これは「教育（保育）の現場に、いろいろな人がいることは当たり前である」ということです。障がいにもいろいろあります。さまざまな障がいのある子どもが、教室にいることを前提とするべきだ、ということなのだと思えます。

他にも、「**能力をその可能な最大限度まで発達させる**」「**効果的に参加する**」とありますね。「どうせできないんだから」とあきらめさせられたりして、障がいのある子どもが十分な教育（保育）を受けられずにいることを許さない、ということを表しています。

次に、その続きに書かれている国としての対応の在り方についてみてみましょう。



【第24条】教育(その②)

2 締約国は次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害に基づいて**一般的な教育制度から排除されない**こと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、**自己の生活する地域社会において**、障害者を包摂し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
- (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
- (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、**完全な包容という目標**に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

◇「一般的な教育制度から排除されない」という部分に注目しましょう。

ここにある「一般的な教育制度」とは、「General education system」という言葉の和訳です。ところが実は、当初の公式訳はこれと違っていました。「教育制度一般」と訳されていたのです。どのような違いがあると思いますか？

「教育制度一般」とは、「あらゆる学校」のことを指します。そこには特別支援学校も含まれています。しかし「一般的な教育制度」となると意味合いが変わってきます。地域にあるいわゆる「普通の学校」（好きな表現ではないですが）のことになります。そう解釈すると、地域の学校に通えないことは、障がい者の“排除”に当たるという意味に理解できます。すごい違いだと思いませんか？

この訳し方の違いに気づいた私たちは、担当部署に働きかけを行いました。その甲斐があって、公式訳は「一般的な教育制度」に収まりました。やっぱりおかしいと思ったら行動を起こしてみるものですね。

さらに「**自己の生活する地域社会において**」という言葉があります。障がいのある子どもの中には、きょうだいが通っている学校に通えない（通わせてもらえない）子がたくさんいます。特別支援学校には寄宿舎が設置されていて、小学校1年生から高校卒業するまで寄宿舎で過ご

すような場合もあります。私は、「そういうことをやめよう」と国連は言ってくれているんだな、と思いました。障がいがあるからと言って、遠くの学校に行かなければならないとか、保護者と離れて暮らさないといけないとか、そういうことがあってはならないと言っているのだと。

「**完全な包容という目標**」という言葉もありますね。「インクルージョン」「インクルーシブ」というのが原文の言葉なのですが、この「包容」という言葉は注意が必要です。というのも、「自分たちとは異質な人たちと一緒にいる」という意味に捉えられる危惧があるからです。「インクルーシブ」は、それぞれの存在を混ぜ合わせて、“新たな存在となること”です。つまり、障がいのある子どもがいる教室で行われる「みんなの」教育という意味なんです。

2. 「障がいを共生する保育」の願い

(1) 条約の言葉を使って、障がい児保育・教育とは何か整理しましょう

ここまで説明してきた二つの条約の言葉を使って、まとめてみたいと思います。

障がい児保育・障がい児教育は、それぞれ、大きく二つの内容にまとめることができます。

◇障がい児保育とは

- ①その子どもの障害に焦点をあてて、それに援助をし、個人の発達を達成すること
- ②他の子どもとの平等を重視し、社会への積極的な参加、社会への統合を達成すること

◇障がい児教育とは

- ①自己の価値を認識し、その子の能力を最大限度まで発達させること
- ②一般的な教育制度の中で、自己の生活する地域社会において完全な包容をめざすこと

いずれも、①が「個人の発達の保障」に関する内容で、②が「社会における完全な包容(インクルージョン)」に関する内容となっています。この二つの側面を、私たちはこれまでまるで対立したものとして捉えていたように思います。そして、自分はどちらの考え方なのかと問うてきました。

しかし、この二つの側面はいっしょにすすめられるべきでしょう。まず発達があり、その結果として参加がある。地域への参加(インクルージョン)をめざすことで、個人の発達があるわけです。つまり、「～ができないと参加できない」という捉えから、「～ができようとできなくとも参加できる」というのが、「子どもの権利条約」「障害者の権利条約」の考え方なのです。障がいのある子どもが「その場にいらない」ことを問題にするわけです。

(2) 「障がい」とは何か、改めて考えましょう

WHOでは、「障がい」を次のように説明しています。

「機能の障がい」(impairment)

身体の器官や機能が欠けた状態であることとされています。目が見えなかったり、耳が聞こえなかったりすることです。

「能力の障がい」(disable)

機能の障がいによって、多くの人が行うことができなくなっていることです。目がみえないことで本が読めなかったり、耳が聞こえないことで音楽を聴くことができなかったりすることです。

「社会的不利益」(handicap)

他者から排除されたり攻撃されたりすることです。それによって自尊感情に影響が生じたり、行動に制限が生じたりすることも含まれます。

注)「ハンディキャップ」と表現は、“物を乞う人へのほどこし”という意味合いがあり、差別につながる表現だという意見があります。

この3分類のうち、私たちの取組でこだわっているのは、「能力の障がい」です。「機能の障がい」のある子どもたちが、日常生活でできることを増やそうとする取組です。

私たちは「能力の障がい」を解消することが、社会的不利益(排除や差別など)をなくすことにつながると思っています。

保育の現場に当てはめて考えましょう。「機能の障がい」のある子どもが、「私も〇〇ちゃんといっしょのことがしたい」と願いを抱いたとします。そうすると保育士はその子の願いが実現できるように、遊びや活動の内容を工夫しますよね。こうした取組を積み重ねることで、「社会的不利益」をなくしていくことにつながるのではないかと考えるのです。

そして、「障がい」は、構造的・社会的・文化的な環境によっても大きく変化します。例えば、電動車椅子というものが開発されたことによって、外出できるようになったという人がいます。このように一つの発明によって、「能力の障がい」は変化するのです。その他にも、社会(私たち)の意識や対応によっても、「能力の障がい」は変動するのだと認識しなければならないと思います。



(3)「障がいを共生する保育」とはどのようなものでしょう。

◇「障がいを共生する保育」の内容

◇健常児の中に障がいのある子どもがいる保育

「場の統合」とも呼ばれる内容です。「いっしょにいる」ということです。取組の第一歩とも言えます。ただし、いっしょにいるだけで終わらせては不十分なものになります。

◇障がいのある子どもが必要な支援(援助)を受ける保育

障がいのある子どもが生活するうえで必要な力をつけさせようと支援する取組。「その子」に向けて取り組まれる内容です。

◇障がいのある子どもが「効果的な参加」をしている保育

「効果的な参加」は条約の中でも触れられていた内容です。ここで言う「効果」とは、障害児についての効果と、園・所・学校全体にとっての効果と、二つの意味合いがあります。同和教育で大切にされてきた「仲間づくり」に通じる内容です。

◇「完全な包容」という目標に合致した保育

異年齢、地域社会と、多様な人たちとつながりをつくることで、今、求められている保育です。障がいの有無に関わるだけでなく、様々な課題に当てはまるものです。将来的な展望（社会への参画）を考えながらの取組です。

「障がい者問題」とは、障がい者に問題があるという意味ではありません。「障がい者問題」は、障がいのある人となない人との間にある問題です。もしくは障がいのない人の問題です。だから私たちは「障がいとは何か」について感じ、考えなければなりません。そのためにも、障がい者が「参加」することが大切なのです。場を共有するなかで、何が困るのか、何が辛いのかを人々は感じるすることができます。それが『障がい』を共生する「障がい共生」という考え方です。

「障がい共生保育」とは、遊びや活動をとおして子どもたちが「障がい」を感じる取組です。障がいのある子どもとそうでない子どもがいっしょにすることで、お互いが傷つくこともあるかもしれませんが、しかし、子どもは「ちがひ(多様性)」を認める力を持っています。時間のかかることかもしれませんが、だからといって周囲のおとなが子どもの感じ方を無視して勝手に物事を決めるようなことがあってはいけません。「障がい共生保育」は、子どもの感じ方を尊重することを大切にすることから始まります。

例え話を一つ紹介します。

ある人が目のみえない友人と公園を歩いていた。公園では子どもたちが遊んでいる。すると、ある人は友人に「子どもたち楽しそうだね」と言った。目のみえない友人は、「本当だね。人数はだいたいわかるけど、どんな子たちですか？」と答える。「幼稚園ぐらいの子たちかな」「なるほど。本当に楽しそうですね」と会話が続いた。二人は、幸せな時間を共有した――。

この例え話でポイントとなるのは、知人の目が見える見えない関係なく、公園の様子について感想を自然につぶやいているという点です。もし、「見えない人に公園の様子を伝えたら気の毒」などと気をつかうような態度だったならば、幸せな時間の共有ができません。障がい者問題にかかわって私たちの課題となっている部分は、まさにここでしょう。「障がい共生保育」は「自然と」関わり合うことを目指しています。

◇「障がい共生保育」をすすめるうえでの基本姿勢

保護者が子どもの障がいを、どのように受け止めるのかをしっかりとみることは重要です。ただし、保護者とのかわりについて注意して欲しいことがあります。それは、一人ひとり、状況も経緯も異なっていることです。

障がいのある子どもにかかわる保育士や教師の中に、「障がいのある子どもの親というものは…であるべき」と決めつけてしまう人がいます。障がいの種類によって決めつける人もいます。障がいのある子どもの親の受け止め方は様々あってよいはずですが、それなのに「あの親は子どもの障がいを受け入れてなくてだめだ」というような“評価”をしている人と出会うことがあります。

障がいについて、保護者が受容することについても考えて欲しいことがあります。子どもに障がいがあるということを受け入れるのを「一度きりの通過儀礼」と捉えている人はいませんか？保護者の中には、一度は受け入れたものの、その後でまた悩んでしまう人がいます。「一度受け入れたから大丈夫」というものではないことを私たちは知っていなければなりません。

保護者を追い詰める“常識”も存在します。例えば、「障がいのある子どもの保護者は明るくなければならない」「強くなければな



